

# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第28号  
2024/8/10

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4  
徳田法律事務所気付  
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)  
http://anti-ikata.org  
E-mail:info@anti-ikata.org



## 控訴審、12月16日スタート！

### 第9回定期総会開催される



#### 控訴審に可能な限り参集を！徳田弁護団共同代表

6月30日（日）ホルトホール202会議室で第9回定期総会を開催しました。総会内容はP2～4を参照してください。

第1回控訴審は12月16日（日）14時半～福岡高裁101法廷と決まりました。裁判所が博多なので、傍聴や報告会を持つことが、これまでとは違ってきます。

できるだけ多くの方が裁判の傍聴ができるように運営委員会などで検討をすすめていきます。

### 3号機、夏場にとめるとは！

#### —伊方原発3号機の定期点検を7月19日開始—

7月19日から伊方原発3号機は停止し、定期点検に入りました。夏場の、一番電力使用がピークになることが予想される時期に原発をとめるのです。四国電力の発表では10%の電力余裕があるとのこと。

四国では原発なしに十分やっていけることを自ら証明しているのです。振り返ってみれば2011年福島311事故以来、度々伊方原発は止まっていて、電力供給で困った事態はありませんでした。つまり伊方原発はいらないのです。

#### プルサーマル発電中断、通常ウランへ

MOX燃料（プルトニウムとウランの混合）の在庫が切れたのです。フランスで製造してもらう計画で、早く2029年度以降にプルサーマル再開とのこと。



国内の“核燃料サイクル”は破綻しているのです。青森県六ヶ所村の工場は稼働のメドなしです。ところで、使用済みMOX燃料は温度が高すぎて、60～90年は使用済み核燃料プールに保管するしかありません。その後、敷地内で建設中の“乾式貯蔵庫”に据え置かれることでこの“核のごみ（死の灰）”が伊方原発内にさらに長期に溜め込まれる事になるのではと懸念されます。

MOXでも通常のウランでも稼働すればするほど死の灰である放射性物質が溜まり続けるのです。一刻も早く、3号機を廃炉にすることを四国電力に求めていきます。（注：長崎型原爆6,000発分のプルトニウムを保有する日本は諸外国から警戒されており、政府はプルトニウムを少しでも減らすため伊方原発を含む国内4基の原発にプルサーマル発電を行うことを国策として要請している）

**12月16日（月）  
14:30～**

### 第1回控訴審口頭弁論

場所：福岡高等裁判所1階 101法廷

集合：13:30 福岡県弁護士会館玄関  
（裁判所となり）福岡市中央区六本松4-2-4

報告会など 未定

\*決まり次第連絡します

\*貸し切りバス計画中、別紙参照

# 2024 年度活動方針

午後2時半より開会。約55名の参加。宇都宮陽子応援団共同代表の進行のもと、松本文六原告代表、宇都宮陽子代表挨拶の後、議長に永山秀樹さんを選任し議事を進行しました。

松本文六原告団共同代表は「国の原発政策は破綻している。国民負担の増大に対し、怒らねばならない」と訴えました。経過報告、収支報告、会計監査報告、予算、そして役員改選について原案のとおり承認されました。

## 1. 控訴審（福岡高裁）に向けて集中します

- ①. 福岡高裁の口頭弁論期日が分かり次第、会員へ周知徹底し、できるだけ多くの参加ができるよう取り組みます。

\* 12月16日 14:30 福岡高裁 101 法廷

- ②. 口頭弁論終了後の報告会を、会員に速やかに伝えるのに、どのような形で持てるのか検討します。
- ③. 裁判ニュース、ホームページ、一斉メール等をフルに活用し、裁判の内容を会員に伝えるよう努めます。
- ④. 口頭弁論の進め方について、原告意見陳述など、原告の生の声が裁判官に届く工夫を弁護団に要請していきます。

## 2. 財政基盤を固めます

- ①. 新規約に基づき、会費納入をすすめます。
  - ア. 原告会員について、年会費 2,000 円納入のお願いを徹底します。
  - イ. 控訴審原告とならない元大分地裁原告は、応援団会員として規約に従い年会費 2,000 円を納入し控訴審を支えるようお願いいたします
- ②. 原告会員・応援団会員の会費納入率を向上させるため、納入願いや再納入願いを出します
- ③. カンパの募集を行います。カンパをしていただいた方々には適宜ニュースなどを送り、カンパや支持者を増やす努力をします。裁判遂行上、特別な支出が必要になった場合には、事情を説明したうえで、特別カンパの取り組みをします
- ④. 物販カンパの取り組みを行います

## 3. 情宣活動に努めます

- ①. 集会、講演会、映画上映会、街頭活動など、小規模でも取り組める企画を考え実施していきます。
- ②. 裁判ニュースの定期的な発行を継続します
- ③. インターネットの活用（ホームページ、ニュース・お知らせの Net 配信、リモートの活用）をはかります

- ④. 「311 いのちのわ」集会（2025年3月9日（日）予定）に参加します

## 4. 地域での活動の輪を広げます（地域活動助成金の活用、事務局員・弁護団の各地域への出向）

- ①. 地域活動助成金制度は「1地域2万円以内で会場費・講師謝礼・交通費等を補助します。県下各地の活動を活発にするために設けられました」制度を有効に活用し、大分県下に伊方原発3号機とめよ！廃炉に！の声を広げていきましょう。

## 5. 他県の訴訟団との交流、情報交換を行い、伊方原発再稼働阻止、抗議の現地行動にも可能な限り参加します

松山地裁は2025年3月18日判決です。判決日集会に参加します。広島地裁についても結審が見えてきました。情報収集に務めます。大分以外の3カ所（山口含め）で裁判が判決に近づいています。1カ所でも勝訴判決を勝ち取れば、皆で共有することになります。\*広島地裁判決 2025年3月5日

## 6. 大分県の原子力防災計画の改定を目指して取り組みます（安定ヨウ素剤を中心に）

実際にいざという時、防災に使える内容にするよう、改定を求めています。



(期間 2023年4月1日～2024年3月31日)

## 一般会計

## 収入

科目	2023年度予算	2023年度実績	備 考
応援団会費	450,000	307,000	102件
カンパ	850,000	714,689	Gco-opの¥283,107含む
講演会等チケット売上	65,000	176,360	白石草講演会、豊田直巳スライドショー
応援団等物品販売益	170,000	213,533	ソーメン販売
控訴費用負担金		2,370,000	3月までの納入は237名分
受け取り利子	20	10	
前年度繰越金	747,098	747,098	
合計	2,282,118	4,528,690	

## 支出

科目	2023年度予算	2023年度実績	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	予算のとおり
郵送料	300,000	367,612	ニュース発送 控訴手続き案内
印刷費	140,000	171,765	裁判ニュース印刷
賃借料	60,000	48,880	総会 会議
交通費	120,000	19,820	伊方集会参加 福岡出張は無かった
消耗品費	30,000	41,080	封筒、コピー用紙
講演会・催事費用	200,000	385,895	講師謝礼、交通費、宿泊費 会場費等
その他	37,000	20,970	ホームページ維持費
資料	10,000	0	
地域活動助成費	100,000	80,000	中津、豊後高田、大分 講演会・上映会
証人出廷費用	0	0	
印紙代		2,037,000	276名分 福岡高裁への控訴費用
予備費	785,118		
次年度繰越金		855,668	
合計	2,282,118	4,528,690	

## 引当金会計(23年度中変化なし)

## 収入

科目	2023年度予算	2023年度実績	備 考
前年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 支出

科目	2023年度予算	2023年度実績	備 考
次年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 2024 年度 予 算

## 第 9 回定期総会報告

( 期間 2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日 )

## 一般会計

## 収 入

科目	2023 年度実績	2024 年度予算	備 考
原告団会費	0	400,000	1 世帯当たり ¥ 2,000
応援団会費	307,000	550,000	元原告会員の参加、新たな会員の増加と会費の納入の促進を図る
カンパ	714,689	400,000	
講演会チケット売上	176,360	80,000	
応援団等物品販売益	213,533	200,000	ソーメン販売
控訴費用負担金	2,370,000	390,000	納入が 2024 年 4 月以降の分
受け取り利子	10	10	
前年度繰越金	747,098	855,668	
合計	4,528,690	2,875,678	

## 支 出

科目	2023 年度実績	2024 年度予算	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	弁護団への支払
郵送料	367,612	500,000	裁判ニュース等の郵送
印刷費	171,765	140,000	裁判ニュース等の印刷
賃借料	48,880	50,000	会議室借り上げ
交通費	19,820	120,000	弁護士の福岡市往復 他団体との連携・情報収集
消耗品費	41,080	40,000	封筒の補充
講演会費	385,895	200,000	前年度予算並み
その他	20,970	37,000	ホームページ維持費
資料	0	10,000	広報用
地域活動助成費	80,000	100,000	地域ごとの広報活動等の推進補助
証人出廷費用等	0	300,000	福岡高裁における証人尋問、意見書
印紙代	2,037,000		
予備費		878,678	
次年度繰越金	855,668		
合計	4,528,690	2,875,678	

引当金会計 (2023 年度に同じ P3 参照のこと)

## 2024 年度役員

原告団代表	松本文六	中山田さつき
弁護団代表	徳田靖之	岡村正淳 河合弘之
応援団代表	宇都宮陽子	奥田富美子
裁判の会事務局長	森山賢太郎	
会計担当	池松清	
会計監査	葛城知明	阿南祐子 (新)

# 東電刑事裁判、最高裁へ…呆れ果ててもあきらめない いのちのわプレイベントー佐藤和良いわき市議講演会

日時：2024年1月21日（日）10:00～12:00 J:COM ホルトホール 303

佐藤和良さん：（福島県いわき市議・福島原発刑事訴訟支援団長・ALPS 汚染水禁止訴訟共同代表）



## ☆東電刑事裁判とは…市民の力で始まった

市民が刑事告訴をすることでこの裁判は実現したのです。2012年3月に私たちは告訴団を発足させ、全国に告訴・告発人をつのり14,716人が参加して集団告訴しました。市民の力で刑事裁判が始まったのです。

起訴状は被告東京電力「勝俣恒久会長、武藤栄副社長、武黒一郎副社長（当時）」の3名について強制起訴されて「原発敷地の高さである10mを超える津波が襲来して、建屋が浸水して電源喪失が起きて、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測することができたので、防護装置などの対策義務を怠った」という内容です。

刑事事件の被害者は57名であり、内訳は原発の爆発で怪我をした東電関係者など13名、双葉病院と隣接する老健施設の両施設から避難した方で亡くなった患者さんたち44名です。

法廷では病院の医師、看護師、ケアマネージャーなどが証言して、遺族や救助にあたった自衛官の調書も読み上げられました。結局、患者さんの避難が細切れになって自衛隊も遅れ、途中で自衛隊が救助に引き返したのです。なぜ引き返したのかというと、道路が通れなかったのではなく、原発が爆発したものですから、タイベックスとか放射線防護の措置をとらずにきたので、一旦郡山駐屯地まで戻って、それから来たのです。

原発事故が地震、津波に重なったらどんなことになるのかということ想像していただきたい。この前の能登半島地震に原発事故が重なったらどうなるのか、ということですね。自衛隊の救助が遅れ、放射線量が高くなってサーベイメーターが振り切れる、と言う状態で、爆発物が空から舞ってくるという状況のなかで避難が遅れました。

しかも長時間にわたってたらい回しの状態になってバスのなかで亡くなっていった。あるいは避難所で亡くな

った。原発事故がなければ患者さんは助かっていた。双葉病院の、助かっていたはずの命。本当に“人の尊厳が守れなかった”という、過酷な避難による死です。この双葉病院は大熊町にあったのです。



最初は10時半に出発して、南相馬まで北上し、町の保健所で14時頃スクリーニングをした。今度は阿武隈山地を越えて福島市まで行ったけど、ここで収容できずに南下し、いわき市までたどり着いたのが20時です。10時間半かかって、その間に3人が亡くなって、翌日11人が亡くなる。そういう悲劇がありました。44人の尊い命が奪われてしまいました。

## ☆長期評価（海溝沿いに大きな地震・津波が起きる可能性）

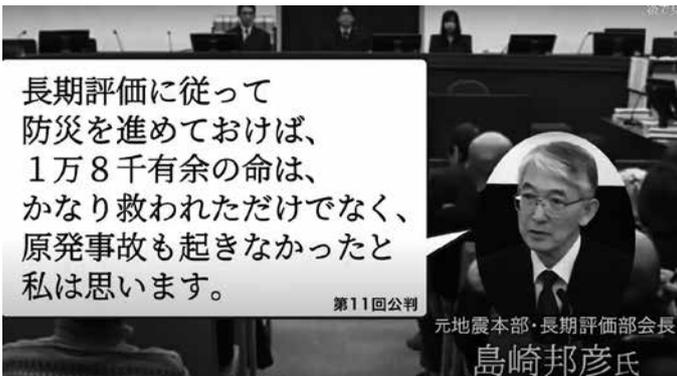
2002年

この地震対策、津波対策については2002年に長期評価（文科省所管の地震調査研究推進本部）が出て、実際には三陸沖から千葉沖まで房総沖までの間で（日本）海溝沿いに大きな地震・津波が起きることを想定していたのです。そういう長期評価をだしたのです。

その長期評価に基づいて津波対策をとっていれば、人の命が救えたということで、当時の長期評価部会長であった島崎邦彦氏（元原子力規制委員会委員長代理）が裁判でも証人に立っていただきました。

ところが2019年に一審で無罪判決が出ました。事実をねじ曲げて、証拠を無視して、津波の件は困難と判断した、“はじめに無罪ありき”の不当判決が下されました。

指定弁護士は「この判決は国の原子力行政を付度した判決だ」「このまま判決を確定させるということは著



しく正義に反する、上級審に改めて判断を求める」ということで東京高裁の裁判が始まったのです。

### ☆並行して取り組まれている3つの裁判

①実際に被害にあった住民の損害賠償裁判と、②東電役員刑事責任を明らかにするこの刑事訴訟と、③東電役員民事責任を明らかにする株主訴訟の3つがあるのです。

### ☆画期的な東電株主訴訟判決…13兆円の支払命令

東電株主代表訴訟判決（③2022年7月13日東京地裁）は非常に大きな衝撃を与えました。13兆3210億円の損害賠償支払いを命じたのです。これは過去最高額です。2022年6月17日最高裁判決（①民事…生業訴訟など）とは真逆の判決になっています。

2008年の推本（地震調査研究推進本部：文科省所管）の長期評価に基づいて、津波対策が避けられない、という説明を受けながら、津波対策を講じなかった“任務懈怠（けたい）”ということで、それを認定した上で、この勝俣恒久被告は「御前会議」（勝俣氏は東電の天皇と言われていた）が開かれていた。柏崎刈羽原発の対策会議だったそうです。

その時に、御前会議で吉田昌郎部長（後の福一原発所長）がその対策の話をしていました。そのことを認定して、責任を認めた、ということでした。

ところが一方で刑事事件の控訴審は2023年1月18日、再び“全員無罪”の反動判決を出した。これについても容認できない、ということで指定弁護士が最高裁に上告しました。

我々は“呆れ果ててもあきらめない”ということで、

最高裁に上告し頑張っています。

### ☆控訴審判決にみられる危険な論理

控訴審判決は、次の原発事故を準備する危険な論理に貫かれているという、原発の運転を停止させる現実的可能性ということを出したのです。津波地震がいつ起きて津波がいつ来ますなんて、現実的な可能性なんて言えませんよね。そんなことを言い出したら、原発をとめる裁判は成立しなくなります。判決なんて、みんな、訴えたほうが負ける、そういう危険な論理です、この「現実的可能性」は。これは到底認められない。地震学の現状からしても明らかに間違いで、原発事故対策をしないことを免罪する、つまりは次の原発事故を準備する危険な論理です。

2023年9月13日に指定弁護士が上告趣意書を出して、高裁の重大な事実誤認と、審理を尽くしていないということで、さらなる法令違反があるということで趣意書を



提出しています。

結果回避可能性という、15.7mの津波が来ますよ、というのが東電設計という子会社のほうで計算して、実際に東電本社まで上がっていて、それが先送りされたということだったのです。これに基づいて対応していれば、特に水密化対策ですね。15.7mの津波が来るわけですから、10m盤の非常用電源などは致命的浸水なんですね。ところが水密化をしていけば、これは難しいことではなく、これは潜水艦の技術ですね。水の中に潜水艦で人間が水に潜っているわけです。水密化の技術は実際に講じられている、講じることが可能であった。それをやっていたら“全電源喪失”は回避できた、ということです。

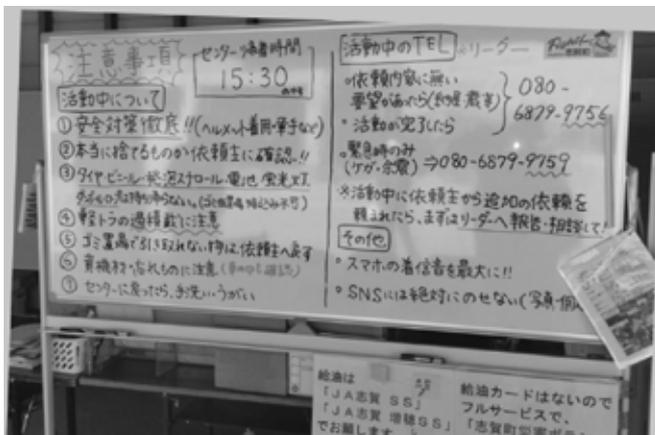
結果回避可能性について、これが「後智恵」というふうな高裁の判決が出たのですが、後智恵でもなんでもなくて、実際に一般的な技術なのです。（終）

# 能登半島地震の災害ボランティア活動報告

工藤康紀

## 【往復とも高速道路利用】

能登半島地震の災害ボランティア活動のための高速道路無料措置が6月末で終わると聞いて、急ぎよ6月(12日～19日)に行った。が、帰宅してから見たら、9月末まで延期されていた。今回東九州道の大分ICから北陸道金沢東ICまで約900km、19800円が無料措置で助かった。この日は志賀町の道の駅「ころ柿の里しか」まで行った。帰りは小矢部東ICから高速に乗り大分ICまで無料。なお、のと里山海道は地震の前から全線無料となっていた。



写真①志賀町ボランティアセンター案内板

今回も単独行動で基本的に車中泊。車中泊した道の駅「能登食祭市場」は駐車場入口が半分ほど水に浸かっていた。排水施設が壊れており、満潮の時刻になると海水が逆流してくるとのこと。また、道の駅では1階の店はすべて閉店中で2階のレストラン2軒だけが夕方5時から開店していた。周辺の店は閉店中の所が多く、食事場所を探すのに苦労した。

## 【1日目、志賀町での活動】

今回の能登半島地震の災害ボランティア活動は、志賀町で1日、七尾市で4日のわずか5日間の活動だった。志賀町ボラセン(ボランティアセンター)は町内でも北部になる富来(とぎ)地区だけにあった。【写真①】

町のいたるところで道路の凹凸が残っており、徐行の表示や一方通行のところがあった。そのため車はスピー

ドを上げることはできなかった。作業としては家を解体する前に箆笥や桑折などの運び出しが多かった。3時半にはボラセンにもどった。次の日は七尾市のボラセンで活動することになっていたので、すぐに七尾市へ向かった。着いてから、まずは風呂を探した。かろうじて1軒が営業していた。志賀町のボラセンに行く前に時間があったので少し遠回りして志賀原発まで行ってみた。中に入ることはできなかったが、道路を挟んだ反対側の海岸にある取水放水路は見た。1月の地震で地盤が隆起したので、取水口を掘り下げるとの話がある。【写真②】



写真②志賀原発取水路

## 【2日目から七尾市での活動】

能登半島地震の災害ボラ、2日目以降は七尾市での活動となった。七尾市ボラセンでは車の運転担当者を最初から分けて募集し、当日は早めに運転者に説明をしているので時間の節約になった。また、初めての道でも迷わないように経路ナビ用のスマホを貸出して必ず助手席に座ることとしていた。現場に行く道は補修されているとはいえ、まだ見えない小さな凹凸がありスピードは出せなかった。そのため、仮置場や仮仮置場に廃棄物を運ぶにも時間がかかった。七尾市では廃棄物を12種に細かく分類していた。そのため、家から持ち出したものを一度仮置場に運びそこで分類してから仮置場に運ぶので手間がかかった。【写真③④】

## 【珠洲市の北部へ】

途中で一日だけ事前のボランティア登録が満杯で活動できない日があったので、珠洲市まで行ってみた。ナビで検索したら3時間程度だったので安心して行った。「



写真③軽トラで仮置き場へ 七尾市

のと里山海道」は無料だったが、途中からどうもおかしい。最初、片側交互通行となる場所があったが、そのうちそれも消えて、片側一車線の道路が奥能登方向だけの「下りの一方通行」となっていた。つまり、帰りはこののと里山海道は通れないということだ！[写真⑤]

到着後帰りの道をナビで調べたら、何と5時間にもなった。海岸沿いの一般道(国道だが)しか通れないのだ。

#### ☆敦賀原発2号機、7月26日再稼働不許可へ

ようやく原子力規制委員会らしい仕事、判断を下したというべきか。何しろ40年超の原発稼働の申請を12件すべて許可し、1件も不合格は出していない。毅然とした態度を示したのは今回が初めて。ところで、敦賀原発を有する日本原電は手持ちの原発がずっと1基も動いていないのに電力5社がお金を融通しあっているのに利益を出しているという、考えられない会社だ。その利益は詰まるところ電気料金に上乘せされた、私達の支払う電気料金である！敦賀原発2号機は一刻も早く廃炉にすべし。こんな会社は即刻、退場すべきである。 森山

#### ☆広島地裁、2025年3月5日判決決定

広島地裁7月17日に結審しました。法廷ではいきなり判決日3月5日14時と提示がありました。大分裁判の会から松本、中山田共同代表以下4名が参加しました。広島弁護士会館の報告会第1部では原告団総数357名との説明があり、7人の担当弁護士が各自に裁判の説明をされました。第2部で中山田共同代表がパネラーとして登壇し、大分のたたかひの報告をするとともに広島裁判の会との連帯の思いを伝えました。



写真④1階が潰れた家 七尾市

おかげで珠洲市の中心地を通過することになった。そこには、地震でつぶれた家そのまま残っていた。解体が済んだ家はほんの一部だけだった。もしここに「珠洲原発」が作られていたと思うとゾッとしました。

(【注】のと里山海道は現在上下方向とも通行可能となっている。)



写真⑤一車線となった、のと里山海道

#### ☆松山地裁、2025年3月18日判決決定

松山地裁6月18日に結審しました。大分裁判の会より松本共同代表以下4名で第40回口頭弁論に参加させていただきました。原告代表の須藤昭男事務局長と大野恭子さんが原告1502名を代表して、とても感動的な陳述をされました。締めくりに薦田弁護団代表が陳述されました。

判決日3月18日14時と提示がありました。

#### ☆そうめん物販報告

恒例の夏季そうめん物販にご協力いただき、ありがとうございました。

利益159,452円は裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。